

事務連絡
令和2年4月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

各都道府県私立学校主管部（局） 御中
各都道府県教育委員会 御中

厚生労働省

医政局経済課
医薬・生活衛生局総務課
医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
子ども家庭局母子保健課
社会・援護局保護課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課

文部科学省

初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

手指消毒用エタノールの優先供給については、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」（令和2年3月13日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）で示しているところですが、今般、下記のとおり一部改定することとしたので、御了知の上、管内関係団体、関係機関等への周知につきまして御協力をお願いします。

記

1. 次回要請（5月分の需要量）の提出期限を4月23日（木）12時とし、次回以降のスケジュールについては再度連絡することとしたこと。
2. 事務連絡の注1）について、都道府県が、同都道府県内にある医療機関、高齢者施設等の分をまとめて要請する旨、変更したこと。
3. 事務連絡の注3）について、供給する手指消毒用エタノールとしては、主として医薬部外品の手指消毒用エタノールである旨、変更したこと。
4. 事務連絡の注）として新たに、「医療機関等における手指消毒用エタノールの代替品としての特定アルコール（高濃度エタノール）の無償配布について」（令和2年4月8日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）において、特定アルコールの無償配布を受ける予定の医療機関等については、原則として、本優先供給スキームの対象外とする旨、追加したこと。